

各所属長殿

総括安全衛生管理者
(総務・経営担当理事)
健康管理センター長
(産 業 医)

令和7年度上半期の健康診断の実施について

このことについて、下記のとおり6月16日(月)から標記健康診断を実施します。

令和7年度上半期の健康診断とは、「特定業務従事者健康診断」「特定化学物質/有機溶剤業務従事職員健康診断」を指します。

労働安全衛生規則(第45条)に基づく特定業務従事者健康診断受診対象者は、さきに照会を行い各所属から回答があった深夜業務者、ホルムアルデヒド使用者、加えて放射線業務従事者(病院及び研究ガラスバッジ登録者)です。

特定化学物質/有機溶剤業務従事職員健康診断の受診対象者は、特定化学物質障害予防規則(以下特化則)で健康診断が定められた特定化学物質、有機溶剤中毒予防規則(以下有機則)で定められた有機溶剤等の使用者です。

別紙「令和7年度上半期の健康診断受診対象者名簿(配付用)」に基づいて、受診票、採尿セット等を配付します。名簿右上に記載している1日当たりの指定人数を参考に、所属で受診日・受診時間(午前午後とも受付開始直後は混雑が予想されます。)を調整し、受診者の割振りをしていただき、受診対象者に配付・通知をお願いします。

標記健康診断は、関係法令により職員の受診が義務付けられていますので、必ず受診してください。名簿の記載漏れや、変更があった場合は速やかにご連絡ください。

今回の健康診断の対象とはならないリスクアセスメント対象物の、健康診断必要性の有無については、後日お知らせします。

記

【添付文書】

別紙「令和7年度上半期の健康診断受診対象者名簿(配付用)」

【実施について】

1. 健診日程

令和7年6月16日(月)～19日(木)、25日(水)～27日(金)(計7日間)

2. 受付時間

午前9:00～11:30 午後1:00～3:30

3. 健診場所

臨床研修センター1階(カンファレンス室)

4. 健診概要

健康診断名	検査区分 対象者	血液検査	身体測定	内科検診	尿検査	循環器機能 検査
特定業務従事者 健康診断	当法人において ・夜間勤務(深夜業務) ・ホルムアルデヒド取扱い業務 ・放射線業務 に従事する職員	・貧血 ・肝機能 ・腎機能 ・血中脂質 ・膵機能 ・血糖	・身長測定 ・体重測定 ・腹囲測定 ・血圧測定 ・視力測定 ・聴力測定	・問診 ・内科診察	・尿糖 ・尿蛋白 ・尿潜血 ・ウロビリノーゲン	・心電図 ※但し、心電図の対象者は 35歳及び40歳以上の職員 (2025.12.31現在)
特定化学物質/ 有機溶剤取扱業務 従事職員健康診断	当法人において ・特定化学物質使用者 ・有機溶剤使用者	・貧血 ・肝機能 ・肝・胆道機能	・血圧測定 ・握力測定	・問診 ・内科診察	・尿糖 ・尿蛋白 ・尿潜血 ・ウロビリノーゲン ・比重 ・pH ・ケトン体 ・ビリルビン ・亜硝酸塩 ・尿中の代謝物検査※ (※キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド使用者)	

5. 健診費用 法人が全額負担する
6. 実施機関 委託健診（奈良県健康づくり財団）
7. 健診結果 実施機関が健康管理センターに報告し、産業医による総合判定後、所属長を経て個人あてに通知する。

【配付について】

① 全受診者に配付するもの

- ・令和7年度上半期の健康診断受診案内（裏面：健診場所案内図）

② 特定業務従事者健康診断対象者に配付するもの

- ・「健康診断個人票(裏面：問診票)」(ホッチキス留め、折り曲げ厳禁)
- ・採尿セット

③ 特定化学物質/有機溶剤業務従事職員健康診断対象者に配付するもの

- ・「特別業務従事職員健康診断個人票」
- ・採尿セット

※ 採尿セットについて、②③同時受診の場合は1つ配付

★特定業務従事者健康診断の対象者で、人間ドックや他院を4～9月に受診される場合は、結果の写しを提出していただくことで特定業務従事者健康診断に代えることができます。健康管理センターまでその旨ご連絡ください。但し、特定化学物質/有機溶剤業務従事職員健康診断は代えることができませんので必ず受診してください。

[担当] 健康管理センター
高田（内線 2198）

令和 7 年度上半期の健康診断実施場所案内図

